

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

当金庫は、平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により、当金庫にて払戻しをさせていただきます。

＜休眠預金等の定義＞

- 「休眠預金等」とは、お客さまが行った入出金等のお取引日（以下、「最終異動日等」といいます。）から10年を経過した預金等をいいます。
- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の項目のうち最も遅い日となります。
 1. 該当となる預金等に係る異動が最後にあった日
 2. 該当となる預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 3. 当金庫が該当となる預金等に係る「口座内容」の通知を預金者等に発送した日
※最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について通知をし、この通知が該当となる預金者等に到達した場合に限ります。
 4. 該当となる預金等について、預金等に該当することとなった日
- 当金庫における「異動」とは、下記の「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

＜異動にあたるお取引一覧表＞

預金の種類	法定の異動事由	当金庫が行政庁から認可を受けている異動事由									
		通帳※1			証書※1			お客様の申出によるご契約内容の変更			
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越	事故届等の提出	カード再発行	総合口座取引	その他
当座預金	・引出、預入、振込の受入、	●	—	—	—	—	—	●※2	—	—	—
普通預金	振込による払出し、	●	●	●	—	—	—	●※2	●	●※3	カードローン契約の終了
貯蓄預金	口座振替等による預金等	●	●	●	—	—	—	●※2	●	—	—
納税準備預金	に係る預金額の異動等	●	●	●	—	—	—	●※2	—	—	—
通知預金	・手形、小切手の提示等の	●	●	—	—	—	—	●※2	—	—	解約予定日の申出、変更
定期預金 ※4	第三者からの支払請求	●	●	—	●	●	—	●※2	—	—	通帳式、証書式への変更
自動継続定期預金※4	・公告の対象となっている	●	●	—	●	●	—	●※2	—	●※3	通帳式、証書式への変更
定期積金	預金等に対する問合せ等	●	●	—	●	—	—	●※2	—	●※3	—
外貨預金・財形預金 マル優預金		休眠預金等活用法の対象ではありません。									

※1：「通帳、証書の記帳」については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除きます。当座預金の通帳発行は、再発行のみです。

※2：「事故届等」とは、通帳、証書、カード（代理人カード含む）、印章の紛失（盗難）またはお口座に対してお申出された届出をいいます。

※3：総合口座への組入・組入の解除（平成31年3月1日以降）および総合口座のご利用がある場合は、ご利用の口座（例えば、普通預金）について、上記の異動にあたる取引を行った場合、他の預金等（定期預金、定期積金）にも異動事由が生じるものとして取扱います。

※4：定期預金とは自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）・（大口定期預金）、定額複利定期預金、変動金利定期預金です。

休眠預金等活用法に関する特約

1. 特約の適用範囲等

この特約は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に関する契約であり、外貨預金・勤労者財産形成促進制度による財形貯蓄預金・老人等の少額貯蓄非課税制度によるマル優預金を除くすべての各種預金および積金（以下、本特約において「この預金等」といいます。）に適用します。

2. 休眠預金等活用法にもとづく預金の移管

当金庫は、休眠預金等活用法にもとづく、最終異動日等から10年を経過した預金等（以下、「休眠預金等」といいます。）について、公告を行ったうえで、預金保険機構に移管します。

3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫のホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 自動継続扱いの預金で、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたことまたは当該事由が生じた期間の満期日
 - A 異動事由（当金庫ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約にもとづき、この預金等に支払の停止を行い、その後、当該支払停止が解除された日
- ④ この預金等について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となり、その後、当該手続が終了した日
- ⑤ 総合口座取引規定の取引における他の預金等において、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じた場合、この預金等にも最終異動日等が生じたものとする。

4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金等について休眠預金等の該当となった場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金等に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金等について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - ③ この預金等に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金等について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上
(平成30年1月)